

3 分離課税に係る個人住民税の納入手続

退職手当等を支払われる際には、所得税と同様に個人住民税を徴収し、徴収した月の翌月の10日までに別冊の「納入書」により前記の納入場所で納入してください。納入先は1月1日現在住所を有する給与所得者の市町へ納入してください。

なお、納入の際には、次の点に留意してください。

6月1日から翌年5月末日までの間に支払われる退職手当等に係る所得割額は、給与所得に係る特別徴収税額とあわせて納入書で納付してください。

納入書の作成にあたっては、必ず税額欄の退職欄に納入税額を記載するほか裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。

4 分離課税に係る所得割の計算例

(例1) 勤続年数24年3ヶ月で、3月に退職し、14,000,000円の退職手当等を4月以降に受けた場合の分離課税に係る所得割額を計算してください。

(答) 退職所得控除額の計算時に、勤続年数は24年3か月を切り上げて25年とします。(1年未満の端数はすべて切り上げて計算します)

①退職所得の金額 (退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の1/2に相当する金額) の計算

$$(14,000,000円 - 11,500,000円) \times 1/2 = 1,250,000円$$

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額

②退職所得に係る個人住民税の額

$$\text{《市町民税》 } 1,250,000円 \times 6\% = 75,000円$$

$$\text{《府民税》 } 1,250,000円 \times 4\% = 50,000円$$

$$\text{合計 } 125,000円$$

(例2) 「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」が10,001,000円の場合、2分の1に相当する金額に出る1,000円未満の端数を適正に処理した後、分離課税に係る所得割額を計算してください。

(答) ①退職所得の金額 (退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の1/2に相当する金額) の計算

$$10,001,000円 \times 1/2 = 5,000,500円 \rightarrow 5,000,000円$$

1,000円未満の端数は切り捨てる

②退職所得に係る個人住民税の額

$$\text{《市町民税》 } 5,000,000円 \times 6\% = 300,000円$$

$$\text{《府民税》 } 5,000,000円 \times 4\% = 200,000円$$

$$\text{合計 } 500,000円$$

(例3) 「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額(1/2)後」が5,121,000円の場合の分離課税に係る所得割額を計算してください。

(答) 退職所得に係る個人住民税の額

$$\text{《市町民税》 } 5,121,000円 \times 6\% = 307,260円$$

100円未満の端数は切り捨てる → ↓

$$307,200円$$

$$\text{《府民税》 } 5,121,000円 \times 4\% = 204,840円$$

100円未満の端数は切り捨てる → ↓

$$204,800円$$

$$\text{合計 } 512,000円$$

退職所得の特別徴収票の提出について

令和8年1月1日以後に退職手当等の支払を受ける全ての受給者について、市町村へ退職所得の特別徴収票の提出が必要になりました。

当しおりの末尾に添付してあります用紙にご記入の上、ご提出ください。特別徴収票は、退職所得の源泉徴収票と同じ内容のため、詳細は国税庁ホームページ等をご参照ください。